

令和4年4月26日(火)

## 令和4年第4回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則  
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古  
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ  
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、7番：砂川明寛委員、8番：喜屋武 隆委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい  
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権・使用貸借権、無償  
移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は13件でございます。  
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から13番は、別紙参考資料1ページから13ページの調査書の  
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た  
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地線の川平建設資材ヤードから北側700㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・ウコン作栽培です。

議 長： 次に受付番号2番3番4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、中休み三叉路から友利集落向け500㎡の佐事川土地改良区に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、東山ファームポンドの東側300㎡に位置し、譲受人は畜産経営で牧草地の植付栽培です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、中休みから下南集落の市営下南団地の北側に位置し、譲受人は機械等は兄弟の機械を借用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、大米牧場の西側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、吉野海岸入口より南西500㎡に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号7番の説明をいたします。場所はうむやすみやす・ん診療所より南西100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、マティダ通りのしまむらとシャトレヨザの間に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号9番の説明をいたします。場所は、上野庁舎の東側600mの基盤整備地区に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号10番から12番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号10番の説明をいたします。場所は、牧山ファームポンドより南側200mに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場より北側1kmに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号12番の説明をいたします。場所は、結の橋学園より南側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有して枝豆作栽培です。

**議長：** 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

**狩俣推進委員：**

受付番号13番の説明をいたします。先月の総会で管理不足で保留されました案件で、場所は、中休みから友利集落向けののり自動車整備工場の東側に位置し、先月よりもきれいに管理されていました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から13番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、4件でございます。受付番号14番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番から17番は、別紙参考資料14ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、福東集落の七又風力発電所の東側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

**友利推進委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は下地地区葉たばこ乾燥施設の南側10㎡に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号16番と17番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

**長嶺推進委員：**

受付番号16番の説明をいたします。場所は結の橋学園より南側300㎡に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号17番の説明を伊良部2区推進委員に代わって説明いたします。場所は、牧山ファームポンドから南側600㎡に位置し、譲受人は家族家家でサトウキビ栽培です。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、下地2区・上地邦彦推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 下地2区推進員退室 》

改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請(賃借権の設定)について」受付番号14番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。それでは、下地2区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地 2 区推進員入室・着席 》

**議 長 :** 次に議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請(使用貸借権の設定)について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局 :**

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請(使用貸借権の設定)は、5 件でございます。受付番号 18 番から 22 番の説明をいたします。

( 内容省略 )

受付番号 18 番から 22 番は、別紙参考資料 18 ページから 22 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長 :** ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**議 長 :** 受付番号 18 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 9 番委員をお願いいたします。

**國仲委員 :**

受付番号 18 番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から久松集落向け 1 k m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ・ウコン作栽培です。

**議 長 :** 次に受付番号 19 番から 21 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 15 番委員をお願いいたします。

**田名委員 :**

受付番号 19 番から 21 番の説明をいたします。場所は、長中公民館の南西 100 ㎡ の区画整備地区に位置し、譲受人は 50 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長 :** 次に受付番号 22 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員をお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号22番の説明をいたします。場所は、JA 上野支店から南側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号18番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

**松川事務局：**

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は3件でございます。受付番号23番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号23番から25番は、別紙参考資料23ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号23番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案とおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は旧上野庁舎から新里集落向け300mの交差点の右側に位置し、譲受人は40年以上の畜産経営で牧草作付です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良公民館の北北東に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、メイクマンから植物園向け300坪右側の池間組ヤードの右側に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、福北集落センターの西側 1 k m に位置し、譲受人は機械等も所有して枝豆栽培です。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地 3 区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、川満集落から平良方面向け 2 0 0 ㎡ に位置し、譲受人は機械も所有してサトウキビ・カボチャ作栽培です。

議 長： 次に受付番号 4 番と 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、上野航空分屯基地の南側 5 0 0 ㎡ に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、旧上野庁舎から東側 6 0 0 ㎡ に位置し、譲受人は 3 5 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和4年4月12日(火)に、調査員として2番：奥浜委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、池村主任主事、仲間さんの8名で調査しました。日程として午前9時30分から午後4時50分まで現地調査、午後4時50分から5時10分まで事務局にて調査内容調整会議、4月18日の内部審査での4条申請4件、5条申請16件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センターの南西200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地(用途区域)宅地・商業用施設等と連なった土地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、旧砂川中学校の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、7番：砂川明寛委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 7番委員退室 》

改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。それでは、7番委員の入室・着席を認めます。

《 7番委員入室・着席 》

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島市リサイクルセンターの南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所は、袖山浄水場から植物園向け大野果樹園の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、16件でございます。受付番号1番から16番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上、受付番号1番から16番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松中学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松中学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松中学校の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ロータス東和オートの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・公共用施設等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場から北側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮古総合開発ビルの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、既存施設の1/2拡張の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号8番説明をいたします。場所は、アパマンショップ宮古島店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、アパマンショップ宮古島店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、宅地に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、はなぞのこどもえんの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古島徳州会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号12番の説明をいたします。場所は、上野博愛漁港の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、農業用施設、立地条件の例外規定と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・公共施設等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、12番委員

久保委員：

この件については、以前にこの地域は家屋等があまり建てられていないので、建築等は出来ないと事務局に言われましたが、なぜ、今回は許可されているんですか。

前泊事務局：

以前の申請時には第1種農地であるため、建築許可が出来なかったが、今回の申請においては、集落接続で第2種農地として判断されていますので、許可されています。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号14番の説明をいたします。場所は、沖縄トヨタ宮古店の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域、第1種低層住居専用地域と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

**奥浜委員：**

受付番号15番の説明をいたします。場所は、東小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、城東中学校の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上の規模の一団農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。4月5日（火）に平良地区農地パトロールを行い、場所は、腰原公民館の南側約200mに位置し、住宅に囲まれた袋地の場所となっていて、また20年以上前から農地として利用がなく荒廃地となっていることから、今後も農地利用が困難であるため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、平良久松集落の松原市営住宅の南側に位置し、岩盤が多いことと袋地のため、農地利用が困難であるため、将来も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所はサンエー衣料館の南側に位置し、平成29年度に竹原地区都市計画事業により道路と一部コーラル敷が整備されている。当地は昭和41年の都市計画事業の採択から50年以上が経過しているが、農地法が施行された日「昭和47年5月15日」よりも前から農地でないことが確認出来ることから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松公民館の北側約200mの道路脇に位置し、住宅地の中にあり、また、道路よりもかなり低く、四方を塀及び道路擁壁に囲まれた立地となっていて、将来も農地利用が困難であるため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下崎自治会交差点北側約100mに位置し、緩やかな傾斜地となっていて、現況は雑草及び木々が密に生い茂っている状態であり、20年以上荒廃農地となっていることから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

4月11日（月）に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、城辺長間郵便局の西側に位置し、長年農地利用がなく、現在は雑種地状態であり、表土、土質は高木が生い茂り岩盤も多く見受けられているため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号7番の説明をいたします。4月13日（水）に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、伊良部大橋伊良部側入口約300m西側に位置し、傾斜の急な立地で、高木が生い茂り、岩盤等もあり、将来の農地利用が困難なため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

( 委員会規則に基づく発言等 )

宮古島市農業委員会会議規則第21条 ( 委員の発言 )

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年4月26日

会 長 芳 山 辰 巳  
7 番委員 砂 川 明 寛  
8 番委員 喜 屋 武 隆